逗子市国土強靱化地域計画(概要版)令和5年3月

計画策定の趣旨・位置付け

◆計画策定の趣旨

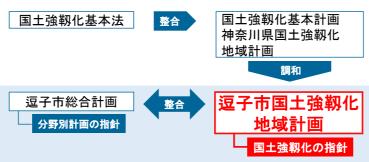
平成 23 年 (2011 年) に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 (2013 年) 12 月に「強くしな やかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、平成 26 年 (2014 年) 6 月に「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定 されました。

神奈川県では、このような国の動きに合わせて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」(以下、「県地域計画」という。)を平成29年(2017年)3月に策定し、国土強靱化を巡る新たな動向や、国の基本計画の修正を踏まえ、令和4年(2022年)3月に県地域計画の修正を行っています。

逗子市においても、今後起こり得る大規模自然災害に備え、どのような大規模自然災害が起きても機能不全 に陥らず、市民の生命・身体及び財産を守れるよう、強靱化に関する指針となる「逗子市国土強靱化地域計画」 (以下、「本計画」という。)を策定しました。

◆計画の位置付け

本計画は、本市における国土強靱化に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するための指 針として位置付け、また、国の基本計画や県の 県地域計画との調和を保ちます。



本計画の位置付け

基本目標と事前に備えるべき目標

◆基本目標と事前に備えるべき目標

国の基本計画及び県の県地域計画が掲げる 目標を踏まえて、本計画では4つの「基本目標」と、基本目標の実現に向け、強靱化を推進 し達成すべき8つの「事前に備えるべき目標」 を設定しました。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオと強靱化施策分野の設定

◆想定するリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、大規模自然災害全般を想定するリスクとしました。

◆起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

想定するリスクを踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」を達成する上で妨げとなる事態として、国の基本計画で示された起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を踏まえて、本市の「起きてはならない最悪の事態」を38つ設定しました。(<u>次ページ</u>に記載)

◆施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための施策を整理するため、6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

| 個別施策分野 | 横断的分野 |
|--|--|
| 行政機能/警察・消防/防災教育等 住宅・都市・交通・国土保全 保健医療・福祉 情報通信 交通・物流・エネルギー 環境・農林水産 | ⑦ リスクコミュニケーション⑧ 老朽化対策 |

◆施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。本計画では、人命の保護を最優先とする観点から、重点化すべき施策により回避する「リスクシナリオ」を設定しました。(重点化したリスクシナリオは裏面に色付きで記載)

脆弱性の分析・評価と対応方策

◆脆弱性評価の結果

38 の「リスクシナリオ」ごとに、本市が取り組んでいる国土強靱化に資する施策等から、本市における国土強靱化の脆弱性の分析・評価を実施し、併せて、リスクシナリオの回避に向けて、現状を改善するための対応方策を取りまとめました。※各リスクシナリオ別の脆弱性評価結果は、本計画に掲載。

計画の推進と進捗管理

◆計画の見直し

本計画は、「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCA サイクルを繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるように随時見直しを行っていくことが不可欠です。本計画 (Plan) に基づく取組の実行・推進 (Do)、取組の実行・推進にかかる確認・評価 (Check)、取組の見直し・改善 (Action) により、強靱化の取組のさらなる充実に努めます。

なお、本計画は、国の基本計画や県の県地域計画が概ね5年ごとに見直しされること等を考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施しますが、計画期間中であっても、社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

※色付きは、重点化したリスクシナリオ (12)

| | <u>りさは、里点化したサス</u> | / • / | |
|---|--------------------|--------------|-------------------------------------|
| | iに備えるべき目標 (8) | リスクシナリオ (38) | |
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1–1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒 |
| | | | 壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1–2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷 |
| | | | 者の発生 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-6 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給 |
| | 迅速に行われるととも | | の停止 |
| | に、被災者等の健康・避 | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 難生活環境を確実に確 | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 保する | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給 |
| | | | の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪 |
| | | | 化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能 | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | は確保する | 3-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信 | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | 機能・情報サービスは確 | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | 保する | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避 |
| | | | 難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| | 陥らせない | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚 |
| | | | 大な影響 |
| | | 5-3 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給 | 6-1 | 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP |
| | 関連施設、交通ネットワ | | ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | 一ク等の被害を最小限 | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | に留めるとともに、早期 | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止に伴う下水道の使用停止 |
| | に復旧させる | 6-4 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二 | 7–1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 次災害を発生させない | 7–2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通 |
| | | | 麻痺 |
| | | 7–3 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出 |
| | | | による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 |
| | | 7–5 | 森林等の被害による市域の荒廃 |
| | | | I that is the second of the second |

| 事前に備えるべき目標(8) | | | リスクシナリオ (38) | |
|---------------|-------------|-----|-------------------------------------|--|
| 8 | 地域社会・経済が迅速か | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| | つ従前より強靱な姿で | 8-2 | 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技 | |
| | 復興できる条件を整備 | | 術者、地域住民、ボランティア等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの | |
| | する | | 欠如等により復興できなくなる事態 | |
| | | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に | |
| | | | 遅れる事態 | |
| | | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無 | |
| | | | 形の文化の衰退・喪失 | |
| | | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に | |
| | | | 遅れる事態 | |
| | | 8-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済 | |
| | | | 等への甚大な影響 | |

本市におけるリスクへの対応方策

| 個別施策分野 | 国土強靱化の主な施策 |
|---------------|--------------------------------------|
| ①行政機能/警察・消防 | 行政機能の強化、施設の維持管理・更新、施設・備蓄品の整備、 |
| /防災教育等 | 関係機関との連携強化、消防力の強化、地域防災力の強化、防災知識の普及啓発 |
| | 学校の防災対策、災害関連情報提供体制の整備、復旧復興体制の整備 |
| ②住宅・都市・交通・ | 住宅・建築物等の耐震化、土地利用の推進、空き家対策、不燃化対策、 |
| 国土保全 | 避難路・避難場所の確保、交通インフラの確保、公園・みどりの確保、 |
| | 津波に強いまちづくり、断水対策、下水道機能の確保 |
| ③保健医療・福祉 | 医療にかかる人員・体制の強化、疫病・感染症予防対策、要配慮者への支援、 |
| | ペット対策 |
| ④情報通信 | 災害関連情報提供体制の整備、避難対策の充実、 |
| ⑤産業・物流・エネルギー | 文化財の保護、津波発生時の漁船対策、帰宅困難者対策、 |
| | 民間事業者の事業継続確保、ライフラインの確保、 |
| ⑥環境・農林水産 | 災害廃棄物処理対策、土砂災害防止対策、有害物質対策、 |
| | 農地等の耐災害性の向上、森林の整備等 |

| 横断的分野 | 国土強靱化の主な施策 |
|-------------------|--------------------------------|
| ⑦リスクコミュニケー | 防災知識の普及啓発、地域防災力の強化、関係機関との連携強化、 |
| ション | 疫病・感染症予防対策、要配慮者への支援 |
| ⑧老朽化対策 | 施設の維持管理・更新、下水道機能の確保 |

逗子市国土強靱化地域計画(概要版) 令和 5 年 3 月

編集・発行/逗子市 経営企画部 防災安全課 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

TEL 046-873-1111